

官報

号外

平成十九年六月一日

○第百六十六回 衆議院會議録 第三十八号

平成十九年六月一日(金曜日)

議事日程 第三十二号

午前零時十分開議

- 第一 日本年金機構法案(内閣提出)(前会の続)
- 第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(前会の続)
- 第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)(前会の続)
- 第四 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

日程第一 日本年金機構法案(内閣提出)

(前会の続)

日程第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(前会の続)

日程第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)(前会の続)

日程第四 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前零時十三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 日本年金機構法案(内閣提出)

(前会の続)

日程第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(前会の続)

日程第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)(前会の続)

○議長(河野洋平君) 日程第一、日本年金機構法案、日程第二、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案、日程第三、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

討論を継続いたします。菊田真紀子君。
(菊田真紀子君登壇)

○菊田真紀子君 民主党の菊田真紀子です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。(拍手)

反対の最大の理由は、この特例法案が消えた年金被害者の救済には全くならないということにあります。この法案の存在意義はただ一つ、与党に、消えた年金問題に対応しているという言いわけを与えることだけにあります。

今週月曜日の新聞に、安倍内閣の支持率が急低下しているという世論調査の結果が掲載されました。これを見た安倍総理は、実際にすべての被害者が救われるかどうかということは全く考えずに、とにかく何かアリバイをつくりたいの一心で、もともと与党が秋の臨時国会に提出を考えていた時効特例法の今国会提出を指示しました。この経緯を見ても、何のための法案かということは火を見るよりも明らかであります。まさに、政府・与党が一体で霞が関を使って行った選挙対策であり、年金被害者救済ではなく、安倍内閣救済法案なのであります。

誤った年金給付額を訂正するために、何度も何度も社会保険庁に足を運ばなければならない受給者の方や、裁判まで起こさざるを得ない状態に追い込まれた方もおられます。与党は、このままでは国民から強い批判を受け、参議院選挙を戦えないという焦りから、突貫工事で思いつきの法案をつくったのであります。この法案の作成日数はわずか一日、審議時間はわずか四時間でありました。その上、先週に引き続いて二度目の強行採決に及ぶという、国会史上まれに見る暴挙に踏み切ったのであります。

本当は、与党の皆さんもわかっていっているのではありませんか、消えた年金で給付不足に陥っている、陥りかねない国民は数百万人にも及ぶ可能性があるということ。そして、この法案ではこれらの人々の正当な権利を回復することはできないのだということを。これで国民から負託を受けた国会の責任を果たしていると堂々と胸を張れるのでしょうか。

与党案では時効の適用除外を定めていますが、あくまでもこれは納付記録の訂正が前提となつて

官 報 (号 外)

います。しかし、この記録の訂正こそが被害者救済の核心なのです。ここに關して有効な対策がないのであれば、それは救済策として意味がありません。

これまで、被保険者等の申し出により、社会保険庁がみずからの記録の不備を認め、記録の訂正に応じたのは、わずか八十四人にすぎません。これに對して、領収書等の証拠がないために記録の訂正に應じてもらえなかった人は、二万六千三百五十人にもなっています。すなわち、消えた年金被害者の九九・六％の人は与党案の救済の対象とならないのであります。これで十分な対策を講じたかどうかを言えるのでしょうか。単なる与党のためのアリバイづくりを認めるわけにはまいりません。

記録の訂正について、安倍総理は昨日の党首討論で、繰り返し、第三者機関で調査を行うと答弁していました。しかし、この第三者機関とは一体どのような機関なのか、与党案には具体的なことは全く示されないままに、今採決されようとしています。

しかも、与党は、民主党はパフォーマンスで、選挙目当てだと苦し紛れにとんでもない批判をしているようですが、私たち民主党は、年金被害者の正当な権利の回復のみを考え、平成十六年以來ずっとこの問題に取り組んでまいりました。そして、既に去る五月八日、消えた年金記録被害者救済法案を国会に提出しているのです。与党が本気で被害者を救済すると言うなら、既に委員会に付託されている私たち民主党案を正々堂々と審議すべきではありませんか。

私は、いま一度ここで立ちどまって考え直すこ

とを呼びかけます。ずさんで予算措置の根拠もなく、そして実際には多くの年金被害者を救済することができない、このごまかしの法案を拙速に成立させてはなりません。もう一度じっくり審議をし直し、国会としての責任を果たしていくことを強く求めて、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 古屋範子君。

(古屋範子君登壇)

○古屋範子君 公明党の古屋範子です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております内閣提出の日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案並びに石崎岳君外四名提出の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案に對して、賛成の立場から討論します。(拍手)

我が国の年金制度は、二十歳以上のすべての国民を対象として世代間扶養を行う仕組みであり、国民生活を支える社会保障の中で中核をなすものであります。

年金制度については、平成十六年に制度改正が行われました。しかし、その適正な運営を任務とする社会保険庁は、相次いで明らかとなった不祥事や業務運営に関するさまざまな問題により、残念ながら、国民の信頼を失ってしまいました。公的年金は、国民の信頼なくしては成り立ち得ません。制度の安定的な運営を図るために、社会保険庁については、根本的な見直しを行い、新たな組織として生まれ変わらせることが必要です。

以下、政府提出の二法案に賛成する理由を申し上げます。

賛成の理由の第一は、年金運営新組織を法人化、非公務員化することにより、社会保険庁の抱える構造的な問題に對応し、その組織体質を一掃できることにあります。

今回の法律案では、かつての地方事務官制に由来する閉鎖的な組織体質を改めるため、地方組織を都道府県単位からブロック単位へと再編することとしています。また、非公務員とすることにより、身分保障のある公務員制度の制約を離れ、能力と実績に基づく張り詰めのきいた人事及び給与体系を徹底することとしています。

賛成理由の第二は、年金の財政責任、管理運営責任は国が担うという原理原則をしっかり堅持し、ガバナンスを強化していることです。

日本年金機構は、これまでの独立行政法人や特殊法人とは異なり、厚生労働大臣の直接の監督権限を強化しております。年金事務費の予算も、しっかりと国が精査する仕組みとなっています。

また、外部の専門家も参画した合議制の理事会を置き、保険料負担者や年金受給者等の意見を反映させるための運営評議会も置きます。さらに、監査法人による外部監査の導入など、ガバナンスを強化するための措置を盛り込んでいます。

賛成の理由の第三は、今回の法律案により、早急な改善が求められる国民年金の業務改善が図られることにあります。

住民基本台帳ネットワークの利用拡大による被保険者等の住所、氏名変更の届け出の廃止、あるいはクレジットカードによる保険料納付の導入等の保険料納付の促進策など、各般にわたる対策を盛り込んでおり、確実に業務の改善を図ることができま

次に、法案審議の際の論点について、考え方を申し述べます。

まず、社会保険庁と国税庁を統合し、歳入庁を設置することについては、年金制度を立案する厚生労働省と、それを実施する組織とが別々の組織になったのでは、公的年金に対する国の責任の所在が不明確になり、問題があります。また、税と保険料では性質が異なるため、保険料の収納率の向上も期待できません。さらに、統合により国民の利便性が高まるのかについても、年金保険料は、口座振替や金融機関等での納付が約九八％と一般的であり、通常、保険料納付のためにわざわざ社会保険事務所を訪ねていたと必要がありません。したがって、社会保険庁と国税庁を統合しても、国民の利便性の向上に資するとは考えにくいものであります。

次に、与党提出の時効特例法案に賛成する理由を申し上げます。

そもそも、年金の加入記録の問題については、基礎年金番号に統合されていない約五千万件の記録については、大部分は、これから年金の請求までに基礎年金番号に統合するか、あるいは、既に死亡した人になられたなどにより統合の必要のない記録であり、政府・与党において、しっかりと対応していくための対応策パッケージを明らかにいたしました。これらは、消えた年金ではなく、社会保険庁に記録もあり、基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録であり、国民がいたずらに不安に陥らないよう、正しい伝え方が必要です。

また、このほかに、ごくまれに、社会保険庁にも市町村にも納付記録がないケースが判明してい

ますが、保険料を納付した領収書がなくても、
 しゃくし定規な対応をするのではなく、さまざま
 な関連資料の調査の中で、適切に納付の有無の判
 断に結びつけることができるよう、丁寧な対応を
 徹底することといたしました。

この中では、既に年金を受給されている方々
 の中に請求漏れがあるケースに対する対応がとりわ
 け重要です。年金受給者への確認の呼びかけや社
 会保険庁における記録の突合などにより、早期に
 明らかにして、未統合の記録が統合されます。

与党提出の時効特例法案においては、これらの
 突合などによる結果、年金記録を訂正することに
 より年金給付額がふえる方に対し、時効によって
 増額分を受けられないことのないよう法的手当を
 行うこととしており、これによって、国民の年
 金支給を受ける権利をしっかりと保護することが
 できます。

○議長(河野洋平君) 古屋君、申し合わせの時間
 が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○古屋範子君(統) また、この法案においては、
 政府に対し、年金個人情報情報が正確な内容となるよ
 う、被保険者などの方々の御協力をいただきつ
 つ、万全の措置を講ずることとしており、これに
 より、年金記録の管理に対する国民の信頼確保を
 することができるようであります。

なお、法案の施行に要する経費としては、現時
 点で一定の条件のもとで試算した場合、約六十億
 と見込んでおりますが、法案が成立した場合に
 は、義務的経費として、政府の責任において必要
 な満額が確保されるものと承知しております。
 政府提出の二法律案につきましては、本国会に
 おいて十分な審議を行ってまいりました。また、

与党提出の時効特例法案については、国民の不安
 を早急に解消させるため、迅速かつ的確に審議を
 行ってまいりました。

改革の目的は、国民生活の基盤となる年金制度
 を守ることにあります。今後、さらに国民の目線
 に立った改革を推進していくことを強く表明し、
 政府案及び与党提出案に対する……

○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎま
 した。
 ○古屋範子君(統) 賛成討論といたします。
 (拍手)

○議長(河野洋平君) 笠井亮君。
 (笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、社会
 保険庁解体・民営化法案並びに特例法案につい
 て、反対の討論を行います。(拍手)

まず初めに、年金の特例法案についてです。
 いわゆる消えた年金問題、五千万件を超える年
 金記録が宙に浮いている問題は、そもそも国民に
 は全く責任はありません。年金記録の管理は国の
 責任であり、記録の不備で年金が減額された場
 合、国の責任で、時効を撤廃し、全額補償すべき
 ことは当然であります。

今回の特例法案と政府・与党の救済策なるもの
 の最大の問題は、本人が申請し、保険料を納めて
 いたことを証明しなければ、年金記録が訂正され
 ず、被害が補償されないという従来の枠組みは全
 く変わっていないことです。

委員会審議で、本人が記録の誤りを申請したに
 もかわらず、証拠がないとして却下された二万
 人の再調査について、政府の責任で行うことを厚
 生労働大臣は否定しました。却下するならば、保
 険料納付がないという立証責任は国が負うべきも

のです。被害者本人に保険料納付の立証責任を負
 わせることは、被害補償など問題解決の道を閉ざ
 すものにほかなりません。

また、既に時効になった人を救済すると言いま
 すが、その対応は、単に広報や個々に知らせるよ
 うに要望するという程度にとどまるものであり、
 権利の回復につながる保証がないことは明らかで
 あります。

加えて、時効の取り扱いが、社会保険庁ではな
 く、三年後につくられる日本年金機構に引き継が
 れることも問題です。採算優先、人員削減の非公
 務員型日本年金機構には、長期の年金記録の管理
 ができる保証は全くありません。

次に、社会保険庁解体・民営化法案についてで
 あります。

この法案の最大の問題は、五千万件を超える所
 在不明の記録について解決するめどもともな方
 策も示さないまま、社会保険庁を解体、民営化し
 ようとしていることとあります。これは国の責任
 放棄以外の何物でもありません。問題の処理はそ
 れこそ宙に浮き、新たな記録の消失を生み出しか
 ねません。

本法案の第一の問題は、年金業務を民営化する
 ことです。

既に社会保険庁は、年金の裁定や強制徴収など
 限られた業務を除いて、ほとんどの業務を外部委
 託に移してしまっています。しかも、その担い手
 は、派遣社員などの不安定な雇用にゆだねられて
 います。幾つかの自治体で現に、外部委託した業
 者がさらに再委託したことで住民基本情報の流出
 事件が大問題になっています。これを解体、民営
 化すれば、個人情報流出、年金記録の管理など、
 さまざまな新たな問題を引き起こすことは明

らかです。民間委託の目的は、人員抑制によるコ
 ストの削減にあり、非正規雇用の増大を厚生労働
 省みずからが後押しすることになります。

一方、この間の不祥事の責任を社会保険庁職員
 にすべて押しつけ、分限処分を明記したことは、
 処分の済んだ事案に新たに処分を科すという二重
 の制裁にほかならず、認められません。

こうした一連の重大な問題点についてはほとん
 ど手がつけられていない審議の現状では、年金制
 度への国民の信頼を到底得ることなどできませ
 ん。

第二に、本法案には年金保険料の流用を正当化
 する規定が盛り込まれています。

国民の支払った保険料は、原則、保険給付に充
 てるべきです。ところが、この間、保険料を財源
 として、グリーンピアなどの大規模施設の建設や
 福利厚生と称した無駄遣いが行われてきたことに
 国民の批判が集中しました。

今後、これまで同様、福祉施設費という名目
 で毎年約二千億円の保険料が流用できることに
 なっているのです。事務費の五割以上を占
 めるシステム関係費も、特定の民間大企業とその
 子会社のシステム開発や運用に使われることにな
 ります。極めて重大です。

第三は、制度が異なる年金と健康保険を結びつ
 けて強引な保険料徴収を行い、年金保険の収納を
 強化しようとする問題です。

国保保険料を全額払っていても、年金保険料が
 未納という理由で国保保険証を取り上げて期限つ
 きの短期保険証を発行する、この押しつけが二百
 万人に及ぶというようなことは決して許せませ
 ん。直ちに撤回すべきであります。

その上、保険料と税という全く違う制度まで結

びつけ、税務署が乗り出して滞納者から保険料を強制徴収することまで盛り込まれています。このような強引な徴収は認められません。

最後に、本法案には、年金不信の根本にある年金制度の空洞化を解消する方策が全く示されていません。

月額一万六千円の高い保険料と、四十年間納めても満額六万六千円にしかない低い給付の現実。厚生年金に未加入の事業所が三割もあるなど、年金の空洞化は深刻であります。その解決を国民は強く求めています。無年金者の増加も、その背景にあるパートや派遣、アルバイトという不安定雇用の問題の改善も急務です。

このような問題を放置したまま本法案を強行すれば、国民の年金制度への一層の不信を拡大することは必至であり、廃案しかないことを強く指摘し、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 阿部知子です。

討論に先立ち、去る五月二十八日、お亡くなりになった松岡農水大臣に心から哀悼の意を表します。今、その霊は、緑の森、清らかな水、そして雄大な阿蘇の山懐、ふるさとの熊本へと戻られました。国政の場にいる私も、松岡農水大臣が願った農林水産業の再生と、そして命絶つこととなった政治と金の問題に真正面から真摯に取り組んでまいりたいと思います。(拍手)

では、社会民主党・市民連合を代表して、本日議題となりました三法案に対する反対の討論を行わせていただきます。

年金機構法に反対の理由の第一は、この法案が、国民の最大の関心事であり願ひでもある年金

の安定運営に関して国の責任をあいまいにし、社会保険庁の看板を新たに日本年金機構にかけかえることによって、本来、社会保険庁のとるべき真の責任を解体させるものだからです。

世界的に見ても、少子高齢化の進む今日、公的年金の徴収を担当する組織を民間の手法にゆだねる国などどこにもありません。ここには、日本の官僚機構は批判と責任逃れのためなら世界の非常識をすらあえて平気でいい、政府・与党がそれを政治的に支える構造が浮かび上がります。だからこそ年金官僚の利権はしつかり温存され、また年金保険料の流用も恒久化されます。

思い起こせば、この三年來の社会保険庁をめぐる不祥事の数々はいずれも国会審議の中で野党によつて明らかとされ、逐一改善が図られた経緯がありますが、新たな日本年金機構は特殊法人であり、その理事長には国会出席の義務もなく、今後はすべてやみからやみへと事が運ばれることになります。

年金積立金の運用の問題も含めて、年金運営にかかわる組織に今何より求められるのは、公正性、効率性、そして透明性です。その使命を果たさせるためには、社会保険庁をしっかりと国会と国民的監視のもとに置きながら、とりわけ給付に関するサービスを抜本的に改善していくことが必要です。民間的手法なうたい文句のもとに行われる大量の業務委託は、大事な年金個人情報的大量流出、組織運営の不安定化を招くのみです。

反対の理由の第二は、一九九七年の基礎年金番号への統合時から今日に至るまで、約五千万件の宙に浮いた年金記録を放置し続けてきた問題です。

受給者への情報提供を含め、本来その責務を担

う社会保険庁は、この間の国会審議でも一貫してその拳証責任を国民の側に押しつけてまいりました。これだけの膨大な数の未統合の年金記録があることすら国民は今日に至るまで知らされておらず、その上、保険料を支払ったことの証明を国民の側に求めようとするのは本末転倒であります。受給に結びつくことなく、このままでは消えてしまふ年金をきちんと持ち主に戻すのは国や社会保険庁の責任です。国民に対して謝罪もせず、おためごかしの時効特例立法などで幕引きを図るべきものではありません。

さらに、反対の理由の第三は、国民年金法改正案には、国民年金の徴収体制の強化と称して、本来制度の異なる国民健康保険にまで制裁措置の片棒を担わせる仕組みが仕掛けられていることです。現在、百二十二万世帯に発行されている国民健康保険の短期保険証が、この法案によつてさらに二百四十万世帯に発行される可能性があり、そこに暮らす子供らを含めた国民の医療へのアクセスは著しく遠ざけられます。

将来の安心である年金への信頼ばかりか、医療の受給権まで奪うこの法案は、命のセーフティーネットまでも崩壊させかねず、断じて認められません。

最後に、これらの政府案及び政府の対応ではこの間の年金の根本的な問題である空洞化が阻止できないことは、火を見るより明らかです。国民年金はおろか厚生年金においても深刻な未納、未加入問題が発生している今日、全額税方式による国民すべてが受け取れる基礎的暮らし年金と、企業の社会的責任を明確にした所得比例年金から成る抜本的な年金制度の改革が不可欠です。

真に国民の立場に立つ年金制度の確立に向け、

社会民主党として全力を挙げることをお誓い申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第一、日本年金機構法案及び日程第二、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百六十二

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(河野洋平君) 右の結果、日本年金機構法案外一案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

三百三十二

百三十

日本年金機構法案外一案を委員長報告のとおり
決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君	安次富 修君	安倍 晋三君	阿部 俊子君	逢沢 一郎君	愛知 和男君	赤池 誠章君	赤城 徳彦君	赤澤 亮正君	甘利 明君	新井 悦二君	井澤 京子君	井上 喜一君	井上 信治君	井脇ノブ子君	伊藤 公介君	伊藤 信太郎君	伊藤 忠彦君	伊藤 達也君	伊吹 文明君	飯島 夕雁君	石崎 岳君	石破 茂君	石原 宏高君	石原 伸晃君	稲田 朋美君	稲葉 大和君	猪口 邦子君	今井 宏君	今村 雅弘君	宇野 治君	岩永 峯一君	浮島 敏男君	上野賢一郎君	江崎 鐵磨君	白井日出男君	江崎 聡徳君	江崎洋一郎君	江藤 拓君	衛藤征士郎君	遠藤 利明君	遠藤 宣彦君	小川 友一君	小此木八郎君	小里 泰弘君	小野 晋也君	小野 次郎君	小野 優子君	小野寺五典君	尾身 幸次君	越智 隆雄君	大島 理森君	大塚 拓君	大塚 高司君	大野 功統君	大野 松茂君	大前 繁雄君	大村 秀章君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

太田 誠一君	岡部 英明君	奥野 信亮君	嘉数 知賢君	鍵田忠兵衛君	片山さつき君	金子善次郎君	上川 陽子君	亀岡 偉民君	川崎 二郎君	河井 克行君	瓦 力君	木原 稔君	木村 隆秀君	木村 義雄君	北川 知克君	北村 誠吾君	倉田 雅年君	小泉純一郎君	小島 敏男君	木挽 司君	後藤 茂之君	河野 太郎君	高村 正彦君	近藤 基彦君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 ゆかり君	齊藤斗志二君	坂本 剛二君	櫻田 義孝君	清水鴻一郎君	塩崎 恭久君	七条 明君	岡下 信子君	岡本 芳郎君	加藤 勝信君	海部 俊樹君	梶山 弘志君	金子 一義君	金子 恭之君	亀井善太郎君	鴨下 一郎君	川条 志嘉君	河村 建夫君	木原 誠二君	木村 太郎君	木村 勉君	岸田 文雄君	北村 茂男君	久間 章生君	小池百合子君	小坂 憲次君	小杉 隆君	古賀 誠君	後藤田正純君	河本 三郎君	近藤三津枝君	佐田玄一郎君	佐藤 勉君	佐藤 鍊君	坂井 学君	桜井 郁三君	笹川 堯君	清水清一郎君	塩谷 立君	実川 幸夫君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	--------

篠田 陽介君	島村 宜伸君	新藤 義孝君	菅原 一秀君	杉田 元司君	鈴木 馨祐君	鈴木 淳司君	関 芳弘君	園田 博之君	田中 良生君	田村 憲久君	高市 早苗君	高鳥 修一君	竹本 直一君	武部 勤君	谷 公一君	谷川 弥一君	谷本 龍哉君	中馬 弘毅君	土屋 品子君	寺田 稔君	戸井田とおる君	土井 亨君	徳田 毅君	中川 昭一君	中川 泰宏君	中根 一幸君	中野 正志君	中山 太郎君	中山 泰秀君	長崎幸太郎君	長勢 甚遠君	二階 俊博君	柴山 昌彦君	下村 博文君	菅 義偉君	杉浦 正健君	杉村 太蔵君	鈴木 俊一君	鈴木 恒夫君	蘭浦健太郎君	田中 和徳君	田野瀬良太郎君	平 将明君	高木 毅君	竹下 亘君	武田 良太君	棚橋 泰文君	谷垣 禎一君	谷畑 孝君	玉沢徳一郎君	津島 雄二君	土屋 正忠君	とかしきなおみ君	渡海紀三朗君	土井 真樹君	富岡 勉君	中川 秀直君	中谷 元君	中野 清君	中森ふくよ君	中山 成彬君	永岡 桂子君	長島 忠美君	並木 正芳君	丹羽 秀樹君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

丹羽 雄哉君	西川 公也君	西村 明宏君	西銘恒三郎君	額賀福志郎君	野田 聖子君	葉梨 康弘君	萩山 教蔵君	橋本 岳君	鳩山 邦夫君	早川 忠孝君	林 幹雄君	原田 憲治君	原田 義昭君	平口 洋君	平田 耕一君	深谷 隆司君	福岡 資麿君	福田 康夫君	藤井 勇治君	藤野真紀子君	船田 元君	古屋 圭司君	保利 耕輔君	堀内 光雄君	牧原 秀樹君	町村 信孝君	松浪健四郎君	松野 博一君	松本 文明君	三ッ林隆志君	三原 朝彦君	水野 賢一君	西川 京子君	西野あきら君	西村 康稔君	西本 勝子君	根本 匠君	野田 毅君	萩生田光一君	萩原 誠司君	馳 浩君	浜田 靖一君	林 潤君	林 彪君	原田 令嗣君	平井たけや君	平沢 勝栄君	広津 素子君	福井 照君	福田 峰之君	福田 良彦君	藤田 幹雄君	二田 孝治君	古川 禎久君	保坂 武君	細田 博之君	馬渡 龍治君	増原 義剛君	松島みどり君	松浪 健太君	松本 純君	松本 洋平君	三ッ矢憲生君	御法川信英君	宮腰 光寛君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	------	--------	------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

宮澤 洋一君	宮下 一郎君	村上誠一郎君	望月 義夫君	盛山 正仁君	森 喜朗君	森山 眞弓君	谷津 義男君	保岡 興治君	柳本 卓治君	山口 俊一君	山崎 拓君	山本 明彦君	山本 幸三君	山本ともひろ君	与謝野 馨君	吉田六左エ門君	若宮 健嗣君	渡辺 博道君	渡部 篤君	赤松 正雄君	伊藤 渉君	石井 啓一君	上田 勇君	江田 康幸君	大口 善徳君	神崎 武法君	佐藤 茂樹君	坂口 力君	高木美智代君	谷口 和史君	富田 茂之君	東 順治君
宮路 和明君	武藤 容治君	村田 吉隆君	茂木 敏充君	森 英介君	森山 裕君	矢野 隆司君	安井潤一郎君	柳澤 伯夫君	山内 康一君	山口 泰明君	山中 燦子君	山本 公一君	山本 拓君	山本 有二郎君	吉川 貴盛君	吉野 正芳君	渡辺 具能君	渡辺 喜美君	赤羽 一嘉君	井上 義久君	池坊 保子君	石田 祝稔君	漆原 良夫君	遠藤 乙彦君	太田 昭宏君	北側 一雄君	斉藤 鉄夫君	田端 正広君	高木 陽介君	谷口 隆義君	西 博義君	福島 豊君
冬柴 鐵三君	榎屋 敬悟君	中村喜四郎君	安住 淳君	石川 知裕君	泉 健太君	岩國 哲人君	枝野 幸男君	小沢 一郎君	大串 博志君	大畠 章宏君	逢坂 誠二君	岡本 充功君	加藤 公一君	川内 博史君	河村たかし君	吉良 州司君	菊田真紀子君	楠田 大蔵君	小平 忠正君	小宮山洋子君	後藤 斎君	近藤 昭一君	佐々木隆博君	篠原 孝君	神風 英男君	鈴木 克昌君	園田 康博君	田嶋 要君	田中眞紀子君	高井 美穂君	高山 智司君	
古屋 範子君	丸谷 佳織君	西村 真悟君	池田 元久君	石関 貴史君	市村浩一郎君	内山 晃君	小川 淳也君	小沢 鋭仁君	大島 敦君	太田 和美君	岡田 克也君	奥村 展三君	金田 誠一君	川端 達夫君	菅 直人君	黄川田 徹君	北神 圭朗君	玄葉光一郎君	小宮山泰子君	古賀 一成君	郡 和子君	近藤 洋介君	笹木 竜三君	下条 みつ君	末松 義規君	仙谷 由人君	田島 一成君	田名部匡代君	田村 謙治君	高木 義明君	武正 公一君	
津村 啓介君	寺田 学君	中井 治君	仲野 博子君	長妻 昭君	長安 豊君	野田 佳彦君	鉢呂 吉雄君	原口 一博君	平岡 秀夫君	福田 昭夫君	古川 元久君	細川 律夫君	馬淵 澄夫君	前原 誠司君	松本 謙公君	松原 仁君	松本 剛明君	三谷 光男君	村井 宗明君	山岡 賢次君	山田 正彦君	柚木 道義君	横山 北斗君	笠 浩史君	渡辺 周君	赤嶺 政賢君	笠井 亮君	佐々木憲昭君	塩川 鉄也君	吉井 英勝君	菅野 哲雄君	
筒井 信隆君	土肥 隆一君	中川 正春君	長島 昭久君	長浜 博行君	西村智奈美君	羽田 孜君	鳩山由紀夫君	伴野 豊君	平野 博文君	藤村 修君	古本伸一郎君	細野 豪志君	前田 雄吉君	牧 義夫君	松野 頼久君	松本 大輔君	三日月大造君	三井 辨雄君	森本 哲生君	山口 壯君	山井 和則君	横光 克彦君	吉田 泉君	鷲尾英一郎君	渡部 恒三君	石井 郁子君	穀田 恵二君	志位 和夫君	高橋千鶴子君	阿部 知子君	重野 安正君	
辻元 清美君	日森 文尋君	江田 憲司君	滝 実君	照屋 寛徳君	保坂 展人君	鈴木 宗男君	孝弘君	横路 孝弘君	○議長(河野洋平君) 次に、日程第三、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案につき採決いたします。 この採決は記名投票をもって行います。 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。 ――議場閉鎖。 氏名点呼を命じます。 (参事氏名を点呼) (各員投票) ○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。 開票。――議場閉鎖。 投票を計算させます。 (参事投票を計算) ○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。 (事務総長報告) 投票総数 四百六十二 可とする者(白票) 三百三十三 否とする者(青票) 百二十九 ○議長(河野洋平君) 右の結果、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)																							

松本 文明君	松本 洋平君	坂口 力君	田端 正広君	神風 英男君	末松 義規君	渡辺 周君	渡部 恒三君
三ッ林隆志君	三ッ矢憲生君	高木美智代君	高木 陽介君	鈴木 克昌君	仙谷 由人君	赤嶺 政賢君	石井 郁子君
三原 朝彦君	御法川信英君	谷口 和史君	谷口 隆義君	園田 康博君	田島 一成君	笠井 亮君	穀田 恵二君
水野 賢一君	宮腰 光寛君	富田 茂之君	西 博義君	田嶋 要君	田名部匡代君	佐々木憲昭君	志位 和夫君
宮澤 洋一君	宮路 和明君	東 順治君	福島 豊君	田中眞紀子君	田村 謙治君	塩川 鉄也君	高橋千鶴子君
宮下 一郎君	武藤 容治君	冬柴 鐵三君	古屋 範子君	高井 美穂君	高木 義明君	吉井 英勝君	阿部 知子君
村上誠一郎君	村田 吉隆君	榎屋 敬悟君	丸谷 佳織君	高山 智司君	武正 公一君	菅野 哲雄君	重野 安正君
望月 義夫君	茂木 敏充君	江田 憲司君	中村喜四郎君	津村 啓介君	筒井 信隆君	辻元 清美君	照屋 寛徳君
盛山 正仁君	森 英介君	西村 真悟君		寺田 学君	土肥 隆一君	日森 文尋君	保坂 展人君
森 喜朗君	森山 裕君	安住 淳君	池田 元久君	中井 治君	中川 正春君	鈴木 宗男君	滝 実君
谷津 義男君	矢野 隆司君	石川 知裕君	石関 貴史君	仲野 博子君	長島 昭久君	横路 孝弘君	
保岡 興治君	安井潤一郎君	泉 健太君	市村浩一郎君	長妻 昭君	長浜 博行君		
柳本 卓治君	柳澤 伯夫君	岩國 哲人君	内山 晃君	長安 豊君	西村智奈美君		
山口 俊一君	山口 康一君	枝野 幸男君	小川 淳也君	野田 佳彦君	羽田 孜君		
山崎 拓君	山中 燁子君	小沢 一郎君	小沢 鋭仁君	鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君		
山本 明彦君	山本 公一君	大串 博志君	大島 敦君	原口 一博君	伴野 豊君		
山本 幸三君	山本 拓君	大島 章宏君	太田 和美君	平岡 秀夫君	平野 博文君		
山本ともひろ君	山本 有二君	逢坂 誠二君	岡田 克也君	福田 昭夫君	藤村 修君		
与謝野 馨君	吉川 貴盛君	岡本 充功君	奥村 展三君	古川 元久君	古本伸一郎君		
吉田六左門君	吉野 正芳君	加藤 公一君	金田 誠一君	細川 律夫君	細野 豪志君		
若宮 健嗣君	渡辺 具能君	川内 博史君	川端 達夫君	馬淵 澄夫君	前田 雄吉君		
渡辺 博道君	渡辺 喜美君	河村たかし君	菅 直人君	前原 誠司君	牧 義夫君		
渡部 篤君	赤羽 一嘉君	吉良 州司君	黄川田 徹君	松本 謙公君	松野 頼久君		
赤松 正雄君	井上 義久君	菊田眞紀子君	北神 圭朗君	松原 仁君	松本 大輔君		
伊藤 涉君	池坊 保子君	楠田 大蔵君	玄葉光一郎君	松本 剛明君	三日月大造君		
石井 啓一君	石田 祝穂君	小平 忠正君	小宮山泰子君	三谷 光男君	三井 辨雄君		
上田 勇君	漆原 良夫君	小宮山洋子君	古賀 一成君	村井 宗明君	森本 哲生君		
江田 康幸君	遠藤 乙彦君	後藤 斎君	郡 和子君	山岡 賢次君	山口 壯君		
大口 善徳君	太田 昭宏君	近藤 昭一君	近藤 洋介君	山田 正彦君	山井 和則君		
神崎 武法君	北側 一雄君	佐々木隆博君	笹木 竜三君	柚木 道義君	横光 克彦君		
佐藤 茂樹君	斉藤 鉄夫君	篠原 孝君	下条 みつ君	横山 北斗君	吉田 泉君		
				笠 浩史君	鷲尾英一郎君		

日程第四 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○議長(河野洋平君) 日程第四、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長西川公也君。
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕
〔西川公也君登壇〕
○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針を実施するとともに、地方競馬

主催者の連携の促進等を通じて厳しい状況にある地方競馬を活性化するため、競馬法及び日本中央競馬会法について所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十五日参議院から送付され、五月十七日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十二日故松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午前一時二十二分休憩

午後一時三十三分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長七条明君。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔七条明君登壇〕

○七条明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、所要の法整備を行うもので、その主

な内容は次のとおりであります。

まず第一に、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度を創設し、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷の罪等の被害者等が、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実または法律の適用について意見の陳述をすることができるとしております。

第二に、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等が、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用することができるとする制度を創設することとあります。

第三に、刑事被告人の被害者等には、原則として、公判記録の閲覧または謄写を認めることといたしております。

本案は、去る五月十七日本委員会に付託され、二十三日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十九日参考人から意見を聴取し、東京地方裁判所の視察を行いました。

三十日、民主党・無所属クラブから、刑事裁判における犯罪被害者等の参加を犯罪被害者等の関与に改めること等を内容とする修正案が提出されました。本日、自由民主党及び公明党の共同提案により、政府に対し、法施行三年後における検討及び被害者参加人に対する弁護士的法的援助に係る努力を義務づける規定を追加する修正案が提出され、両修正案についてそれぞれ提出者から趣旨の説明を聴取した後、本案及び両修正案について質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党及び公明党の共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいず

れも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決するべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されたことを申し添えて、御報告いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。上川陽子君。

〔上川陽子君登壇〕

○上川陽子君 自由民主党の上川陽子です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、議題になっております犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び修正案について、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

犯罪被害者等の保護、支援については、これまでにもさまざまな法整備等が行われてきましたが、犯罪被害者の方々からは、被害からの回復には依然としてさまざまな困難があることが指摘されてきました。

このような状況を改善し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成十六年十二月、犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する国の責務が定められたところでございます。

この基本法に基づき、平成十七年十二月に犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。

本法律案は、この基本計画に基づき立案されたもので、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、所要の法整備を行うものであります。主な内容としては、まず第一に、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度を創設し、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷

の罪等の被害者等が、公判に出廷し、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実または法律の適用について意見の陳述をすることができるとしております。

第二に、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等が、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用することができるとする制度を創設することとしております。

これ以外にも、本法律案においては、犯罪被害者等に関する情報の保護に係る制度の導入や公判記録の閲覧謄写の範囲の拡大など、被害者のさまざまな権利利益の保護のための有意義な施策を講じております。

今回導入される被害者参加制度は、長きにわたる慎重な議論が積み重ねられた結果、今回ようやく日の目を見ることになったわけですが、その発端は、被害に遭われた皆さんが勇気を持って声を上げたことにあります。

これまで刑事裁判は、専ら裁判官、検察官、そして弁護人、被告人により進められており、被害者の皆さんは証拠品として扱われていたにすぎなかったものであります。被害者やその御遺族の皆さんは、最も切実な利害関係を有する事件の当事者であるにもかかわらず、刑事裁判においては、疑問に思ったことを被告人に直接問いたすこともできない、名誉を傷つけられても抗弁することもできない、ひたすら傍聴席でみずから被害に遭った事件の裁判の推移や結果をじっと黙って耐えて見守ることしかできませんでした。

真実を知りたいという被害者やその御遺族の方々の声は悲痛であります。真実を知ることによって初めて、被害から立ち直るきっかけをつか

むことができるのです。しかし、その願いがかなわず、刑事手続の中で被害者の皆さんは新たな二次被害を受けて苦しめられておられます。被害者の皆さんの中には、真実を知るためにわざわざ民事裁判を起こす方もおられました。

こうした被害者やその御遺族の方々の声を受けとめ、政府は六十余年の歴史を有する刑事訴訟法を改正して、被害者参加の制度を設ける法律案を提出するに至ったのであります。この制度によって、被害者の皆さんが被害者参加人として法廷の中に、バーの中に入る権利が認められることになるわけであり、大変画期的なことであると考えております。

本法律案の被害者参加制度は、被害者の方々の名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものであると同時に、刑事裁判が被害者の方々の心情や意見をも十分に踏まえた上でなされることやより明確となり、刑事司法に対する被害者を初めとする国民の信頼を一層確保するとともに、適正な科刑の実現にも資することになるものと考えております。

なお、この被害者参加の制度については、これを導入すると法廷が混乱するのではないかなどとの御指摘もございましたが、検察官との間で十分にコミュニケーションをとった上で裁判所が許可して初めて認められるなど、そのような問題が生ずることのないよう十分に配慮された内容となっております。そして、参考人質疑に出席していただいた犯罪被害者の団体の代表からは、被害者参加制度は被害者にとって大変に有意義なことであり、立ち直りにも役立つことになるものであり、今までよりもはるかに被害者にとっては心が救わ

れることになりまるとの御意見をちょうだいして、全面的に賛成していただいたものであります。

一方、本法律案の損害賠償命令の制度は、被害者の方々による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決することを目的とするものであり、その損害の回復を容易にする手段を提供するものとして重要な意義を有するものと考えられます。

このように、本法律案の内容は、基本法の要請を十分に満たしており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る観点から極めて有意義であるものであつて、犯罪被害者等から強く求められている施策を実現するものであります。

なお、法務委員会に提出された民主党修正案につきましても、刑事裁判における犯罪被害者等の参加を犯罪被害者等の関与に改めること等を内容とするもので、基本法の要請を必ずしも満たしておらず、犯罪被害者等の権利利益の保護という観点からは原案を後退させるものと考えます。

また、法務委員会において可決された修正案は、政府に対し、法施行三年後における検討及び被害者参加人に対する弁護士の法的援助に係る……

○議長(河野洋平君) 上川君、申し合わせの時間が過ぎています。

○上川陽子君(統) 努力を義務づけるものとしており、委員会の質疑を踏まえた前向きな修正と考えます。

権利利益の一層の保護を図るため、本法案の一日も早い成立を強く願うものであり、以上をもちまして、賛成討論といたします。

よろしく願います。(拍手)

○議長(河野洋平君) 平岡秀夫君。

(平岡秀夫君登壇)

○平岡秀夫君 民主党の平岡秀夫でございます。

私は、法務委員会におきましては、政府提出に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する民主党提出に係る修正案に賛成するとともに、同修正案が万が一否決される場合には、犯罪被害者の方々の権利利益の拡大という基本的方向性が同じであるという観点に立つて、数々の問題点がありますが、与党提出に係る修正案及び同修正案の修正部分を除く政府原案に賛成する立場から討論を行いました。残念ながら、民主党修正案は本会議に上程されていないため、以上申し上げたような立場に立つて、民主党・無所属クラブを代表して、討論を行います。(拍手)

本論に入る前に、本法案に関する法務委員会での審議の過程で重大な事実が判明したことを皆さんにお伝えしなければなりません。

それは、松岡農水大臣の関与する事件に関する、二十八日月曜日に行われた安倍総理の発言の問題です。

その発言は、同日の午後、東京地方検察庁、東京地検が記者に語った発言を引用する形式で行われていますが、東京地検の発言は、松岡農水大臣及びその親族等関係者に対する取り調べの事実はなく、またその具体的な予定もなかったというものであります。その発言によれば、取り調べの具体的な予定がなかったにすぎず、明らかに将来の捜査の可能性、捜査の発展性まで否定しているものではありません。

ところが、同日夕刻、官邸記者の質問に答えて安倍総理は、御本人の名譽のために申し上げておきますが、緑資源機構に関しては、捜査当局から松岡大臣や関係者の取り調べを行っていたという事実もないし、これから取り調べを行う予定もないと、このような発言があったということを承知しておりますと発言したのです。

これから取り調べを行う予定もないという発言は、明らかに将来の捜査の可能性や捜査の発展性を否定するものであります。東京地検が事件の捜査について説明することそのものも、これまでの例からいえば極めて異例なことと問題ですけれども、安倍総理が、その発言を引用する形式をとりながら、その内容を改ざんして発言するのはさらに大きな問題です。

検察庁法第十四条に定める法務大臣の指揮権発動とまでは言いませんが、実質的に検察当局の捜査に枠をはめ、捜査に介入することとなるおそれが大いなのです。

本日の法務委員会でも、法務大臣、下村官房副長官に対して、総理の発言を訂正するように求めましたが、両者からは拒否し続けられています。安倍総理に対し、速やかに自己の発言を訂正するとともに、捜査に介入しないことを言明されることを強く求めます。

本論に入ります。

民主党はこれまで、政府や与党に先駆けて犯罪被害者基本法案を提出し、犯罪被害者等基本法制定を主導するなど、犯罪被害に遭われた方々あるいはその遺族の方々の保護、支援に積極的に取り組んでまいりました。政府案は、基本法に基づいて策定されたものであり、その基本的方向は賛同

すべきものと考えております。

しかし、このうち、特に刑事裁判への被害者参加制度については、政府による被害者の方々への十分な意見聴取が行われていないとの批判があるとともに、当事者である犯罪被害者団体の中で意見が分かれ、また、刑事訴訟法学者の間にも有力な慎重論があることが先日行われた法務委員会での参考人質疑などでも明らかとなっております。

すなわち、同制度に反対する被害者団体の方々からは、政府案の制度設計では被害者がかえって傷つくだけであり、参加できるのは一部の被害者だけだという意見が表明されているんです。

また、慎重論を表明する学者からは、政府案は職権主義をとるドイツやフランスの被害者参加制度とは似て非なるものであり、被害者は専ら応報感情を満足させる存在として法廷に登場することにならざるを得ず、刑事裁判は復讐裁判と化し、これまでの刑事裁判の構造を崩して機能不全に陥らせる危険を内包しているとの指摘もありました。特に、裁判員裁判制度がほぼ時期を同じくしてスタートすることを考えますと、証拠に基づく冷静な事実審理や適正で公平な量刑が果たして可能なのかという疑問には大いに同意せざるを得ません。

また、被害者団体からは、被害者の方々の経済的、精神的苦しみを和らげる制度や、被害者の方々が裁判に参加、関与することをサポートするための国選被害者弁護人制度の導入を初め、被害者の方々の実情を踏まえた丁寧な制度設計を求める声も出ております。こうした点について、政府案は十分なものとなっているとは言えません。

こうしたことを踏まえて、民主党は、政府案の被害者参加制度にかえて、被害者の方々が法廷の

バーの中に入らない形での被害者関与制度を導入し、被害者の方々の意見を検察官を通じて適切に刑事裁判に反映させるようにするとともに、資力のない被害者の方々等が刑事手続に適切に関与できるための援助の措置、裁判員の参加する裁判のもとでの被害者関与のあり方についての裁判員制度導入三年後の見直し条項、被害者の方々の損害賠償の国による立てかえ制度を含めた、犯罪による被害の補償に係る制度についての検討事項などを盛り込む修正案を提出したのであります。

大変残念ながら、民主党のこのような修正案については、与党の諸君の全面的な賛同をいただける状況にはないのもまた事実と言わざるを得ません。また、さまざまな問題点の指摘があるにもかかわらず、与党からは強行採決をちらつかせての委員会運営が行われてきたことも事実なんです。

この点を指摘してもなお、政府案の早期成立を求める被害者の方々の声にも真摯に耳を傾けるべきとの観点から、民主党としては、与党提出に係る修正案に盛り込まれている施行三年後の見直しの中で、実際にあらわれた問題点などを十分に精査し、必要な制度改正を行うという条件が付されることになったという状況のもとで、原案に賛成することといたしました。

参議院においても、以上の懸念を真摯に受けとめた審議がしっかりと行われることを期待いたします。

なお、被害者の方々の権利利益の保護とあわせて被告人の権利も保障される公正な制度運用、被害者団体が求めている被害者の方々の経済的支援、被害回復のための施策の充実、被害者参加となれない被害者の方々をも含めた被害者の方々への検察官からの十分な情報提供や意思疎通、こ

れらを別途附帯決議で確認させていただきました。

今回の法案についての見解や立場の違いにかかわらず、今後もさまざまな犯罪被害者団体の皆さんの思いや意見に広く耳を傾け、これらを十分に踏まえながら、犯罪被害者等基本法に定められた目的の実現に向けてともに力を合わせていくことを願ひ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十六分散会

出席国務大臣

法 務 大 臣	長 勢
厚 生 労 働 大 臣	甚 遠 君
農 林 水 産 大 臣	柳 澤 伯 夫 君
時 代 理	
国 務 大 臣	若 林 正 俊 君

項に次の一号を加える。

三 競馬活性化計画に当該都道府県又は当該指定市町村が単独で行う事業に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであること。

第二十三条の七第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会との意見を聴かなければならない。

5 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

第二十三条の八の見出し中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第一項中「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第八号」に、「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第二項中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に、「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第三章中第二十三条の三十七を第二十三条の四十六とし、第二十三条の三十六を第二十三条の四十五とし、第二十三条の三十五を第二十三条の四十四とする。

第二十三条の三十四第二号中「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号」に、「及びこれ」を「並

びにこれらに」に、「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改め、同条を第二十三条の四十三とする。

第二十三条の三十三第一号中「第二十三条の二十八第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第九号」に改め、同条第二号中「第二十三条の二十八第一項第七号」を「第二十三条の三十六第一項第十号」に改め、同条を第二十三条の四十二とし、第二十三条の三十二を第二十三条の四十一とする。

第二十三条の三十一第二項を削り、同条を第二十三条の四十とし、第二十三条の三十を第二十三条の三十九とする。

第二十三条の二十九第二項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号及び第六号」を「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」に、「及び当該」を「当該補助の申請及び決定の手続その他当該」に改め、同条を同項第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 第二十三条の三十六第二項の業務を行う場合には、当該業務に関する事項

第二十三条の二十九第二項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務に関する事項

四 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務に係る設置等の対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法

下げ、同項第五号中「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同条を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備(第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。)を行うこと。

七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。

第二十三条の二十八第二項中「前項第九号に掲げる業務」を「第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。

第二十三条の二十八を第二十三条の三十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(補助の業務の適正な実施)
第二十三条の三十七 協会は、前条第一項第九号の規定による補助(次項において「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 協会から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた業務方法書及び当該

補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

第二十三条の二十七第一項中「二十五人」を「十二人」に改め、同条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「農林水産大臣が」を「理事長が農林水産大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「第二十三条の十八第四項及び第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の十九第三項及び第二十三条の二十八第二項」に改め、同条を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の二十六第二項中「この法律によりその所掌事務に属させた事項を処理するほか、会長」を「理事長」に改め、同条第三項中「会長」を「理事長」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 定款の変更
二 業務方法書の作成及び変更
三 予算及び決算
四 事業計画の作成及び変更

第二十三条の二十六を第二十三条の三十四とする。

第二十三条の二十五を削る。

第二十三条の二十四中「会長」を「理事長」に改め、同条を第二十三条の三十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第二十三条の三十三 第二十三条の二十三の規定は、協会の役員及び職員について準用する。

第二十三条の二十三中「会長は、副会長」を「理事長は、副理事長」に改め、同条を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十二中「会長」を「理事長」に改め、同条を第二十三条の三十とし、第二十三条の二十一を第二十三条の二十九とする。

第二十三条の二十第一項中「農林水産大臣又は会長」を「運営委員会又は理事長」に改め、同条第二項中「農林水産大臣又は会長」を「運営委員会又は理事長」に、「該当する」を「該当するに至つた」に改め、「ときは」の下に、「農林水産大臣の認可を受けて」を加え、同条第三項中「会長」を「理事長」に、「あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければ」を「運営委員会の同意を得なければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 役員が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水産大臣は、運営委員会又は理事長に対し、期間を指定して、それぞれその任命に係る役員を解任すべきことを命ずることができる。

5 運営委員会が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣は、同項の命令に係る理事長又は監事を解任することができる。

第二十三条の十九各号を次のように改める。
一 第二十三条の二十一第一項各号に掲げる者

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第二十三条の十九を第二十三条の二十七とする。

第二十三条の十八第一項中「会長」を「理事長」に、「農林水産大臣が」を「運営委員会が農林水産大臣の認可を受けて」に改め、同条第二項中「副会長」を「副理事長」に、「会長が」を「理事長が」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「会長及び副会長」を「理事長及び副理事長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命しようとするときは、運営委員会の同意を得なければならない。

第二十三条の十八に次の一項を加える。
5 第二十三条の十九第三項の規定は、役員について準用する。

第二十三条の十八を第二十三条の二十六とする。

第二十三条の十七第一項中「会長」を「理事長」に改め、同条第二項中「副会長」を「副理事長」に、「会長を」を「理事長を」に、「会長に」を「理事長に」に、「会長が」を「理事長が」に改め、同条第三項中「会長の」を「理事長の」に、「会長及び副会長」を「理事長及び副理事長」に改め、同条第五項中「会長」を「運営委員会、理事長」に改め、同条を第二十三条の二十五とする。

第二十三条の十六中「会長」を「理事長」に、「副会長」を「副理事長」に改め、同条を第二十三条の二十四とする。

第二十三条の十五の次に次の八条を加える。
(定款)

第二十三条の十六 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資産に関する事項

五 運営委員会の委員の選任及び解任その他運営委員会に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 役員に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 公告の方法

2 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(運営委員会の設置及び組織)

第二十三条の十七 協会は、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員九人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 競馬を行う都道府県及び指定市町村（第二十三条の十九第一項において「競馬を行う都道府県等」という。）の長 七人以上

二 学識経験を有する者 二人以内
(運営委員会の権限)

第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 予算及び決算

四 事業計画の作成及び変更

五 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更
六 その他定款で定める事項
(運営委員会の委員)

第二十三条の十九 委員は、定款で定めるところにより、競馬を行う都道府県等の長をもつて構成する会議（第二十三条の二十二において「会議」という。）が選任する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員は、その都道府県若しくは指定市町村の長でなくなつたとき、又はその都道府県若しくは指定市町村が競馬の事業からの撤退をしたときは、その職を失うものとする。

(運営委員会の委員長)

第二十三条の二十 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委員の欠格条項)

第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者

五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二

十三条の十七第三項第二号に掲げる委員となることができない。

一 前項各号に掲げる者

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(委員の解任)

第二十三条の二十二 会議は、定款で定めるところにより、委員が前条の規定により委員となることができない者に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 会議は、定款で定めるところにより、委員が、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の公務員たる性質)

第二十三条の二十三 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十四条の二第二項中「又は私人(以下「競馬事務受託者」という。)」を「若しくは私人(以下「競馬事務受託者」という。)」又は協会(以下「競馬事務受託者等」という。)」に、「当該競馬事務受託者」を「当該競馬事務受託者等」に改める。

第二十五条第三項中「競馬事務受託者」を「競

馬事務受託者等」に改める。

第三十二条の七中「第二十三条の三十三」を「第二十三条の四十二」に改める。

第三十二条の九第三号中「第二十三条の二十八第一項に掲げる」を「第二十三条の三十六第一

項及び第二項の」に改め、同条第四号中「第二十三条の三十四」を「第二十三条の四十三」に改め、同条第五号中「第二十三条の三十六第二項」を「第二十三条の四十五第二項」に改める。

附則第六条第一項中「第二十三条の三十四」を「第二十三条の四十三」に改め、同条第二項中「第二十三条の三十四第一号」を「第二十三条の四十三第一号」に、「第二十三条の三十四」を「第二十三条の四十三」に、「附則第六条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第五条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「第二十三条の三十三」を「第二十三条の四十二」に、「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号」に、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改め、同条第二項中「平成二十一年事業年度」を「平成二十四事業年度」に改め、同項第一号中「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号」に改め、同項第二号中「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同条を附則第八条と

し、附則第四条の次に次の三条を加える。
(給付金の交付等)

第五条 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第十九条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額(勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額)を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額(以下この条において「二号給付金」という。)

当該勝馬投票の的中者

二 第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合(第十条第一項の端数切捨てにより勝馬投票券の券面金額となる場合を含む。))において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額(以下この条において「二号給付金」という。)

2 一号給付金を交付する場合において、前項第一号の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 二号給付金は、当該二号給付金の交付の対象となる勝馬投票法の種類ごとの払戻金の総額に当該勝馬投票法の種類ごとの二号給付金の総額を加算した額が当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額を超える場合は、交付してはならない。 4 一号給付金又は二号給付金を交付する場合において、当該一号給付金又は当該二号給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。 5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、日本中央競馬会法第二十九條の二第一項及び第五項中「第十九條第三項及び第四項」とあるのは「第十九條第三項及び第四項並びに競馬法附則第五條第一項」と、同法第四十條第三号中「第十九條」とあるのは「第十九條又は競馬法附則第五條第一項」とする。	額(勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額)を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額(次項において「二号給付金」という。) 当該勝馬投票の的中者 二 第七條第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額(次項において「二号給付金」という。) 当該勝馬投票の的中者 2 前條第三項の規定は二号給付金について、同條第四項の規定は一号給付金及び二号給付金について準用する。 (特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付) 第七條 都道府県又は指定市町村は、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれるため、農林水産省令で定めるところにより、競馬場の改修その他の競馬の事業の収支の改善を図る措置として農林水産省令で定めるもの(以下この項において「特定事業収支改善措置」という。)の実施以外の方法によつてはその競馬の事業の収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度において特定事業	収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置に要した費用の額について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定事業収支改善措置を実施した年度(次項において「実施年度」という。)の翌年度に農林水産大臣の認定を受けることができる。 2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(以下この項において「認定都道府県等」という。)の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額(その額が実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一)に相当する金額を還付しなければならない。 附則に次の一条を加える。 (総務省設置法の適用除外) 第十條 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行後においては、協会については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十五号の規定並びに同條第十九号及び第二十一号の規定(同條第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。 (日本中央競馬会法の一部改正) 第二條 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第	二百五号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十九條を「第十八條」に、「第二十条」を「第十九條」に改める。 第七條第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 五 経営委員会に関する規定 第七條第一項中第七号の二を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の二を第十一号とする。 第八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号を削り、同條第二項後段を削り、同條に次の一項を加える。 3 前項の規定は、規約の変更について準用する。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 第八條の次に次の八條を加える。 (経営委員会の設置) 第八條の二 競馬会に、経営委員会を置く。 (経営委員会の権限) 第八條の三 経営委員会は、競馬会の経営の基本方針及び目標その他その業務の運営の重要事項を決定する。 2 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。 一 予算及び事業計画 二 決算 三 定款の変更 四 規約の制定及び変更
---	---	---	---

五 役員及び職員の給与に関する規程の制定及び変更

六 その他経営委員会が特に必要と認める事項

3 経営委員会は、競馬会の経営の目標の達成状況の評価を行う。

4 経営委員会は、役員(監事を除く。)の職務の執行を監督する。

(経営委員会の組織)

第八条の四 経営委員会は、委員六人及び理事長で組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(経営委員会の委員の任命)

第八条の五 経営委員会の委員は、競馬会の経営に公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(経営委員会の委員の任期)

第八条の六 経営委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 経営委員会の委員は、再任されることができ

きる。

(経営委員会の委員の欠格条項)

第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む、非常勤の者を除く。)

五 競馬会の役員又は職員

六 競馬会が行う競馬に係る馬主
七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

(議決の方法)

第八条の八 経営委員会は、委員長又は第八条

の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうちから三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、競馬会の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(議事参加の制限)

第八条の九 理事長は、経営委員会が役員の給与に関する規程の制定及び変更について議決するときは、その議事に加わることができない。

第十条第五項中「ときは」の下に、「経営委員会を加える。」

第十一条第二項中「理事長が農林水産大臣の認可を受けて」を「経営委員会の同意を得て、理事長が」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 第八条の六第一項ただし書及び第二項の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

第十二条第三項を削る。

第十三条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第十三条 第八条の七(第五号を除く。)の規定

は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

第十六条を削る。

第十七条第二項中「の運営」を「の執行」に改め、同条第三項中「前条に」を「次に」に、「同条の議決前に」を「あらかじめ」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 予算及び事業計画
二 決算
三 定款の変更
四 規約(第八条第一項第五号に掲げる事項に係るものを除く。)の制定及び変更

第十七条第四項中「の運営」を「の執行」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第一項中「二十人」を「十人」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「農林水産大臣が」を「理事長が農林水産大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「第十二条第二項及び第三項」を「第八条の六第一項ただし書及び第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の二及び第十八条の三を削り、第十九条を第十八条とする。

第三章中第二十条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(競馬会が行う処分)

第二十条 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で

官 報 (号 外)

定めるところにより、法律に關し學識経験を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

一 馬主の登録及びその抹消

二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う

処分であつて政令で定めるものについての

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六

十号)による異議申立てに対する決定

第二十條の二中「前條第四項」を「第十九條第

四項」に改める。

第二十九條の二第一項及び第五項中「第二十

條第三項」を「第十九條第三項」に改める。

第三十二條見出しを含む。)中「理事会」を「經

営委員会」に改める。

第三十三條の見出しを「(経営委員会の委員及

び役員等の解任)」に改め、同條第一項中「係る」

の下に「経営委員会の委員又は」を加え、「第十

三條各号の一」を「第八條の七各号(第十三條

において第八條の七(第五号を除く。)の規定を

準用する場合を含む。)のいずれかに」に改め、

「その」の下に「委員又は」を加え、同條第二項

中「係る」の下に「経営委員会の委員又は」を加

え、「一」を「いずれかに」に改め、「至つたと

き」の下に「、その他委員又は役員たるに適しな

いと認めるときを、」その」の下に「委員又

はを加え、同項第三号を削り、同條第四項中

「第二項」の下に「及び前項」を加え、「及び審査

会」を削り、同項に後段として次のように加え

る。

この場合において、同項中「前二項」とある

のは「第二項」と、「経営委員会の同意を得な

ければ」とあるのは「農林水産大臣の認可を受

けなければ」と読み替へるものとする。

第三十三條第四項を同條第五項とし、同條第

三項中「前項」を「前二項」に、「農林水産大臣の

認可を受けなければ」を「経営委員会の同意を得

なければ」に改め、同項を同條第四項とし、同

條第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、農林水産大臣

又は理事長は、それぞれその任命に係る役員

(監事を除く。)の職務の執行が適當でないた

め競馬会の業務の運営状況が悪化した場合で

あつて、その役員に引き続き当該職務を行わ

せることが適切でないとき、その

役員を解任することができる。

第三十七條第一項中「役員若しくは職員又は

審査会の委員」を「経営委員会の委員又は役員若

しくは職員」に改める。

第四十條中「一」を「いずれかに」に改め、同

條第三号中「第二十條」を「第十九條」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條、第七條及び第十二條の規定

公布の日

二 第一條中競馬法附則第六條第二項の改正規

定(「附則第六條第一項」を「附則第九條第一

項」に改める部分に限る。)、同條を同法附則

第九條とする改正規定、同法附則第五條を同

法附則第八條とする改正規定及び同法附則第

四條の次に三條を加える改正規定並びに第二

條の規定並びに附則第八條から第十一條まで

及び第十九條の規定 公布の日から起算して

六月を超えない範囲内において政令で定める

日

(交付金の特例に關する経過措置)

第二條 都道府県又は指定市町村は、この法律の

施行の際現に第一條の規定による改正前の競馬

法(以下「旧競馬法」という。)第二十三條の二第

一項の規定により旧競馬法第二十三條第一項第

一号の規定による交付金(以下この項において

「二号交付金」という。)の交付の期限を延長して

いる場合において、特例期間(旧競馬法第二十

三條の二第二項第一号に規定する特例期間をい

う。以下この条において同じ。)が終了するまで

の間においては、既に当該一号交付金の交付の

期限を延長している期間と併せて五年を超えな

い範囲内において、当該特例期間を更に延長す

ることができる。

2 第一條の規定による改正後の競馬法(以下「新

競馬法」という。)第二十三條の二第二項及び第

四項並びに第二十三條の三の規定は、前項の特

例期間の延長について準用する。

(競馬連携計画に關する経過措置)

第三條 この法律の施行前に旧競馬法第二十三條

の七第一項の認定を受けた都道府県又は指定市

町村が作成した当該認定に係る競馬連携計画

(旧競馬法第二十三條の八第一項の変更があつ

たときは、その変更後のもの)は、新競馬法第

二十三條の七第一項の認定に係る競馬活性化計

画とみなす。

(地方競馬全国協会の定款に關する経過措置)

第四條 地方競馬全国協会は、この法律の施行の

日(以下「施行日」という。)までに、新競馬法第

二十三條の十六第一項に規定する定款を作成

し、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

この場合において、その認可の効力は、施行日

から生ずるものとする。

(地方競馬全国協会の役員に關する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に在職する地方競

馬全国協会の会長、副会長、理事又は監事であ

る者は、それぞれ施行日に新競馬法第二十三條

の二十六第一項から第三項までの規定により理

事長、副理事長、理事又は監事として任命され

たものとみなす。この場合において、その任命

されたものとみなされる者の任期は、同條第四

項の規定にかかわらず、施行日における旧競馬

法第二十三條の十八第三項の規定による会長、

副会長、理事又は監事としてのそれぞれの任期

の残任期間と同一の期間とする。

(地方競馬全国協会の評議員の任期に關する経

過措置)

第六條 施行日の前日において地方競馬全国協会

の評議員である者の任期は、旧競馬法第二十三条の二十七第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(日本中央競馬会の定款に関する経過措置)

第七条 日本中央競馬会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)までに、その定款を第二条の規定による改正後の日本中央競馬会法(以下「新中央競馬会法」という。)(第七条第一項の規定に適合するように変更し、農林水産大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、一部施行日から生ずるものとする。

(日本中央競馬会の規約に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の日本中央競馬会法(以下「旧中央競馬会法」という。)(第八条第一項の規定により定められている規約であつて役員及び職員に関するものは、その制定について新中央競馬会法第八条の三第二項の規定による経営委員会の議決を経た同項第五号の規程とみなす。

(日本中央競馬会の役員に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に在職する日本中央競馬会の副理事長又は理事である者は、それぞれ一部施行日に新中央競馬会法第十一条第二項の規定により副理事長又は理事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新中央競馬会法第十二条第一項の規定にかかわらず、一部施行日における旧中

央競馬会法第十二条第一項の規定による副理事長又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(日本中央競馬会の運営審議会の委員の任期に関する経過措置)

第十条 一部施行日の前日において日本中央競馬会の運営審議会の委員である者の任期は、旧中央競馬会法第十八条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新競馬法及び新中央競馬会法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法の一部改正)

第十四条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方競馬全国協会の項を削る。

別表第二 日本下水道事業団の項の前に次のように加える。

地方競馬全国協会

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

(行政事件訴訟法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の表地方競馬全国協会の項を削る。

一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百十九号)別表

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第三

三 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に前条第一号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された地方競馬全国協会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に附則第十五条第二号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき地方競馬全国協会がした行為及び地方競馬全国協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前に附則第十五条第三

号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)に基づき地方競馬全国協会がした行為及び地方競馬全国協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 地方競馬全国協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 地方競馬全国協会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者又は従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの

項の罪を犯した者にも適用する。

(二) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百四十条のうち日本中央競馬会法第十九条の改正規定中「第十九条」を「第十八条」に改める。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針を踏まえるとともに、厳しい状況にある競馬事業の活性化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 競馬法の一部改正

(一) 地方競馬全国協会を地方競馬主催者が主体となつて運営する法人とし、重要事項の決定機関として地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を設置すること。

(二) 地方競馬全国協会の業務に、競馬開催日程等競馬の開催に関し地方競馬主催者間の調整を行うこと等の業務を追加すること。

(三) 地方競馬主催者の事業収支の改善を促進する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正するとともに、地方競馬全国協会への交付金の交付を猶予できる期間の延長等を措置すること。

四 日本中央競馬会及び地方競馬主催者の経営判断により、当分の間、通常の払戻金に、一定の金額を上乗せして交付できるとすること。

2 日本中央競馬会法の一部改正

(一) 競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において、主務大臣の関与及び規制を緩和すること。

(二) 経営に関する重要事項を決定する機関として広い経験と知識を有する者等から構成される経営委員会を設置すること。

(三) 役員の責任の明確化を図るため、役員の職務執行が不適切であつたために業務の運営状況が悪化した場合等において、当該役員を解任できる仕組みを導入すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、競馬事業の活性化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十九年五月三十日

農林水産委員長 西川 公也
衆議院議長 河野 洋平殿

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二」を「第二節」に、「第三節」を「第四節」とし、「第三節」を「第五節」とする。

証人(第三百三十七条―第三百三十八条)の裁判(第三百二十九条―第三百三十一号)を「証人(第三百三十七条―第三百三十八条)の裁判(第三百二十九条―第三百三十一号)」と改める。

「第三節 被害者参加(第三百三十六条の二)」を「第五節 証人(第三百三十七条―第三百三十八条)の裁判(第三百二十九条―第三百三十一号)」と改める。

第二百九十条の次に次の一条を加える。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項(氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、同法第二百二十七条第一項(第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。若しくは第三項(わいせつ)の目的に係る部分に限る。若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポル

ノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたとき、第三百十二条の規定により罰条

が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、決定で、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十一条第一項の次に次の一項を加える。

前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

第二百九十一条の二中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」、「あたる」を「当たる」に改める。

第二百九十二条の二第一項中「被害者又はその」を「被害者等又は当該被害者の」に改め、「被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。」を削り、同条第三項及び第四項中「被害者等が」を「被害者等又は当該被害者の法定代理人が」に、「当該被害者等」を「これらの者」に改め、同条第五項中「被害者等」の下に「若しくは当該被害者の法定代理人」を加える。

第二百九十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判長は、第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

第二百九十九条の二の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の三 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定

事項のうち起訴状に記載された事項以外のもにに限る。

第三百五条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項の規定」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による証拠書類の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

第三百十六条の五中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第三百十六条の三十三第一項の規定による被告事件の手續への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。

第三百十六条の十一中「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三百十六条の二十三中「第二百九十九条の二」の下に「及び第二百九十九条の三」を加える。

第三百二十一条の二第二項中「第三百五条第三項ただし書」を「第三百五条第四項ただし書」に改める。

第二編第三章第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 被害者参加
第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる

罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
二 刑法第七十六条から第七十八条まで、第二百一条第一項、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げる罪を除く。)

四 前三号に掲げる罪の未遂罪

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第一項の規定により被告事件の手続への参加を許された者(以下「被害者参加人」という。)が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が

撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手続への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百十六条の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することが出来る。

公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。

裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。

裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六条の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該

被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることが出来る。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百十六条の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項(犯罪事実に関するものを除く。)についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後(検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後)直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるとき

は、これを制限することができる。

第三百十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に係らない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又

は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の見解の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第三百十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項(同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告

人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めるに至ったときその他その者を被害者参加人に付き添わせることが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人と

の関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第三百五十条の八中「第二百九十一条第二項」を「第二百九十一条第三項」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二百三条の次に次の二条を加える。

(付添い)
第二百三条の二 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問

を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(遮へいの措置)

第二百三条の三 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係(証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第二号において同じ。)その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前(同条に規定する方法による場合を含む。)において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証

人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被つた者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。

第二百四十四条中「遠隔の地に居住する証人の尋問をする」を「次に掲げる」に改め、「隔地者が」を削り、「よって、」の下に「証人の」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 証人が遠隔の地に居住するとき。
- 二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとき。

(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第三条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手

続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公判記録」を「被害者等による公判記録」に改め、同条第一項中「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、」を「閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び」に、「相当と認めるときは」を「閲覧又は謄写をさせることが相当でない」と認める場合を除き、「」と改め、「」を「ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写)

第三条の二 刑事被告人事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告人事件の最終までの間において、次に掲げる者から、当該被告人事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、第一号又は第二号に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

一 被告人又は共犯により被告人事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪

行為の被害者

二 前号に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹

三 第一号に掲げる者の法定代理人

四 前三号に掲げる者から委託を受けた弁護士

2 前項の申出は、検察官を経由してしなければならない。この場合においては、その申出をする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを疎明する資料を提出しなければならない。

3 検察官は、第一項の申出があつたときは、裁判所に対し、意見を付してこれを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた資料があるときは、これを送付するものとする。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

第五条第一項中「第三条及び」の下に「第三条の二並びに」を加える。

第八条第一項中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第四条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 公判手続の傍聴(第二条)

第三章 公判記録の閲覧及び謄写(第三条・第四条)

第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第五条―第八条)

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等(第九条―第十四条)

第二節 審理及び裁判等(第十五条―第十八条)

第三節 異議等(第十九条―第二十三条)

第四節 民事訴訟手続への移行(第二十四条)

第五節 補則(第二十五条―第二十六条)

第六章 雑則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一章 総則
第一条中「もつてその」を「並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速

に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もつてその権利利益の」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 公判手続の傍聴

第二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章 公判記録の閲覧及び謄写

第九条中「公判記録の閲覧及び謄写並びに」を「第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する」に改め、「和解」の下に「及び損害賠償命令事件に関する手続」を加え、同条を第二十九条とする。

第八条の見出しを「(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項」を「第四条第一項」に改め、「及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料」を削り、「別表第二の一から三までの項」を「別表第二の一の項から三の項まで」に、「(別表第二の」を「(同表」に改め、同条第二項中「第四条及び第五条」を「第四章」に、「民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の例による」を「その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七條から第十條まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。))並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表

一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。)を準用する」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第二十八条 損害賠償命令の申立てをするには、二千元の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第十九条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

第七條中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

(損害賠償命令の申立て)

第九条 次に掲げる罪に係る刑事被告人(刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。)の被害者又はその一般承継人は、当該被告人の係属する裁判所(地方裁判所に限る。)に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令(当該被告人に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求(これに附帯する損害賠償の請求を含む。))について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。)の申立てをすることができる。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪

二 次に掲げる罪又はその未遂罪

イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条から第七十八条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦)の罪

ロ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)の罪
ハ 刑法第二百二十四条から第二百二十七条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取

等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等)の罪

二 イから八までに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(前号に掲げる罪を除く。)

2 損害賠償命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 請求の趣旨及び刑事被告人に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実

3 前項の書面には、同項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはならない。

(申立書の送達)

第十条 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第十三条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。

(管轄に関する決定の効力)

第十一条 刑事被告人事件について刑事訴訟法第七條、第八條、第十一條第二項若しくは第十九條第一項の決定又は同法第十七條若しくは第十八條の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により

当該被告事件の審判を行うこととなった裁判所が、損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判を行う。

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第十二条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第五条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む。及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。))は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 裁判所は、前項に規定する終局裁判の告知があるまでの間、申立人に、当該刑事被告事件の公判期日を通知しなければならない。

(申立ての却下)

第十三条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第九条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなったときを除く。)

二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。

三 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条若しくは第三百三十六条から第三百三十八条までの判決若しくは同法第三百三十九条の決定又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十五条の決定があつたとき。

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の規定による場合のほか、第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。

(時効の中断)

第十四条 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定(同項第一号に該当することを理由とするものを除く。))の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又

は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

第二節 審理及び裁判等

(任意的口頭弁論)

第十五条 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

(審理)

第十六条 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合(当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。))には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。

ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2 審理期日には、当事者を呼び出さなければならない。

3 損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならない。

4 裁判所は、最初の審理期日において、刑事

被告事件の訴訟記録のうち必要でない認めものを除き、その取調べをしなければならない。

(審理の終結)

第十七条 裁判所は、審理を終結するときは、審理期日においてその旨を宣言しなければならない。

(損害賠償命令)

第十八条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第十三条第一項の決定を除く。以下この条から第二十条までにおいて同じ。))は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。

- 一 主文
- 二 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨
- 三 理由の要旨
- 四 審理の終結の日
- 五 当事者及び法定代理人
- 六 裁判所

2 損害賠償命令については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

3 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。

5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第十九条 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による送達又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。

5 適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。

6 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。

(訴え提起の擬制等)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地(その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地)を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第九条第二項の書面を訴状と、第十条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件(以下「損害賠償命令事件」という。)に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

4 前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(記録の送付等)

第二十一条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見を聴き、第十六条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録(以下「刑事関係記録」という。))中、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないとするものを特定しなければならない。

2 裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録(前項の規定により裁判所が特定したものを除く。)を送付しなければならない。

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第二十二条 第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録に

についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第二十三条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第二十四条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第十六条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。

一 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があったとき。

二 損害賠償命令の申立てについての裁判の告知があるまでに、当事者から、当該申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があったとき。

3 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができる。

4 第二十条から第二十二条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第二十五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。

4 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあったときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、不

当な目的によるものと認める場合、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないときと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。

5 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあったときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名譽又は生活の平穩を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

6 損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第四項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第五項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、そ

の性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第二節、第三章(第四十七条から第五十一条までを除く。)、第四章、第五章(第八十七条、第九十一条、第二節第二款、第一百六条及び第一百八条を除く。)、第六章及び第七章、第二編第一章(第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十七条第二項及び第三項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十条、第四十五条並びに第四十六条を除く。)、第三章(第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八、第五十九、第六十一条第三項及び第三節を除く。)、第四章(第二百三十五条第一項ただし書及び第二百三十六条を除く。)、第五章(第二百四十九条から第二百五十五条まで並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。)、及び第六章(第二百六十二条第二項、第二百六十三条及び第二百六十六条第二項を除く。)、第三編第三章、第四編並びに第八編(第四百三十三条第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。))の規定を準用する。

第六章 雑則

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第三条及び第三条の二並びに」を「前章及び」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の二を第四条と

し、同条の次に次の章名を付する。

第四章 民事上の争いについての刑事訴訟
 訴訟手続における和解

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第二百九十二条の二の改正規定に限る。)並びに次条及び附則第六条(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律平成十六年法律第六十三号)第五十八条の改正規定に限る。の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条(刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十一条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十一条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百五条、第三百十六條の二十三、第三百二十一条の二第二項及び第三百五十條の八の改正規定に限る。)及び第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)」とする。

(経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六條の五第十一号、第三百十六條の十一(第三百十六條の五第十一号に係る部分に限る。)及び第二編第三章第三節の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。この法律の施行の日前判決が確定した刑事被告事件であつてこの法律の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五章及び第二十八條の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

(民事執行法の一部改正)

第四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令第二十三條第一項第三号中、「口頭弁論終結後の承継人」を「口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人」に改める。

第三十三條第二項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「のうちに」の下に「次号及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十二條第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの 損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所

第三十三條第二項第六号中「係るもの」の下に「(第一号の二に掲げるものを除く。)」を加える。

第三十五條第一項中「第二十二條第二号」の下に「第三号の二」を加える。

第一百七十三條第二項中「第三十三條第二項各号」の下に「第一号の二及び」を加える。

第一百九十七條第一項及び第二百一条第二号中「第二十二條第二号」の下に「第三号の二」を加える。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第五条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律

第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」を「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第六条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八條中「被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において同じ。)」を「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。又は当該被害者の法定代理人に、当該被害者又はその法定代理人を「これらの者」に改める。

第六十四條第一項の表第一百五十七條の二、第一百五十七條の四第一項、第四百三十五條第七号ただし書の項中「第一百五十七條の四第一項」の下に「第三百十六條の三十九第一項から第三項まで」を加える。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律

第 号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表の改正規定中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条」とする。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第八条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中、「口頭弁論終結後の承継人」を「口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人」に改める。

理 由

犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、刑事訴訟法、民事訴訟法、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律等を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事訴訟法の改正

(一) 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設

裁判所は、相当と認めるときは、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件の被害者等が刑事裁判手続に参加することを許すものとし、参加を許された者は、原則として公判期日に出席することができるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実又は法律の適用について意見の陳述をすることができるとすること。

(二) 犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設
裁判所は、相当と認めるときは、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷

でこれを明らかにしない旨の決定をすることができるとし、この決定があつたときは、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行うこととする。

2 民事訴訟法の改正

民事訴訟法において、証人尋問及び当事者尋問の際に、付添い、遮へい及びビデオリンクの各措置をとることを認めることとする。

3 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の改正

(一) 損害賠償請求に関する刑事手続の成果を利用する制度の創設

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件の被害者等は、被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができるとし、当該裁判所は、被告事件について有罪の言渡しをした後、刑事事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として四回以内の期日において審理を行い、決定によりその申立てについての裁判をすることとする。

(二) 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大
刑事被告事件の被害者等には、原則として、公判記録の閲覧又は謄写を認めることとする。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度を創設する等犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認めるが、検討条項等を定める必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年六月一日

法務委員長 七条 明

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字は修正)

附 則

(検討等)
第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 政府は、被害者参加人（第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

〔別紙〕

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 誰もが犯罪被害者等となり得るという現実を踏まえ、本法の趣旨について国民に対する十分な周知に努めること。

二 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の実施に当たっては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るという目的を踏まえつつ、被告人の権利が保障される公正な運用がなされるよう、制度の内容について司法関係者に周知徹底すること。

三 刑事裁判の手続においては、被害者参加人となれない者を含め、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分図られるよう努めること。

四 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の対象となる被告事件の範囲については、本法施行後の制度の実施状況を踏まえて検討を行うこと。

五 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び裁判員制度の実施時期が近接していることにか

んがみ、裁判員裁判に犯罪被害者等が参加する場合において、裁判員がこれらの制度の内容を十分理解できるよう努めること。

六 犯罪被害者等に対する給付制度の抜本的見直し等犯罪被害者等の経済的支援及び被害回復のための施策の充実に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二五円